

水戸市医師修学資金貸与条例施行規則

平成30年9月19日

水戸市規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、水戸市医師修学資金貸与条例（平成30年水戸市条例第5号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(医療機関及び診療科)

第3条 条例第2条第1号の規則で定める医療機関及び診療科は、市内の医療機関の小児科、産婦人科、救急科、内科、外科、脳神経外科、総合診療科その他市長がこれらに準ずると認める診療科とする。

(貸与の申請)

第4条 修学資金の貸与（以下「貸与」という。）を受けようとする者は、医師修学資金貸与申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長が定める日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 在学証明書及び直近の成績が分かる書類（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（以下「学校」という。）に在学していない者にあつては、直近の卒業証明書及び卒業した学校が作成した調査書又は高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）第10条第2項に規定する合格成績証明書）
- (2) 医学生（大学の医学を履修する課程に在学している者をいう。以下同じ。）でない者にあつては、受験予定（結果）届出書（様式第2号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(貸与の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容及び面接による審査の上、貸与の適否を決定し、医師修学資金貸与（不貸与）決定通知書（様式第3号）により当該申請をした者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による決定の際、貸与の決定を受けた者（以下「借受予定者」という。）が貸与を辞退したとき又は借受予定者に係る貸与の決定の取消しがあつたときに当該借受予定者に代えて貸与をする者（以下「補欠候補者」という。）を同項の規定により貸与をしない決定をした者のうちから決定することができる。この場合において、補欠候補者に優先順位を付するものとする。

(貸与の辞退及び取消し等)

第6条 借受予定者は、貸与契約を締結する前に貸与を辞退するときは、直ちに医師修学資金貸与辞退届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、借受予定者が偽りその他不正の手段により貸与の決定を受けたとき又は正当な理由がなく貸与契約を締結しないときは、貸与の決定を取り消し、医師修学資金貸与決定取消通知書（様式第5号）により当該借受予定者に通知するものとする。

3 借受予定者のうち医学生でないもの（以下「条件付き借受予定者」という。）があらかじめ届け出た大学の入学試験に合格しなかったとき又は正当な理由なく第8条の規定による書類の提出をしないときは、貸与を辞退したものとみなす。

4 第1項及び第2項の規定は、補欠候補者が補欠候補者であることを辞退する場合又は市長が補欠候補者の決定を取り消す場合について準用する。この場合において、第1項中「貸与契約を締結する」とあるのは「第9条の規定による決定を受ける」と、第2項中「貸与の決定を受けたとき又は正当な理由がなく貸与契約を締結しないときは、貸与」とあるのは「補欠候補者となったときは、当該補欠候補者」と読み替えるものとする。

（受験予定の変更の届出）

第7条 条件付き借受予定者（補欠候補者で医学生でないものを含む。次条において同じ。）は、第4条の規定により提出した受験予定（結果）届出書の内容（入学試験の結果を除く。）に変更が生じたときは、速やかに変更後の受験予定（結果）届出書を市長に提出しなければならない。

（受験結果の届出等）

第8条 条件付き借受予定者は、受験した全ての入学試験の合格発表があった日の翌々日（当該日が休日（水戸市の休日を定める条例（平成元年水戸市条例第23号）第2条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、当該日後においてその日に最も近い休日でない日）までに、受験した全ての入学試験の結果を記載した受験予定（結果）届出書を市長に提出しなければならない。

2 条件付き借受予定者は、入学試験に合格し、入学する大学を決定したときは、速やかに、入学大学届出書（様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 入学する大学の合格通知書の写し
- (2) 入学する大学の入学金の支払又は支払免除を証する書類の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（繰上の決定）

第9条 市長は、借受予定者が貸与を辞退したとき又は借受予定者に係る貸与の決定を取り消したときは、速やかに補欠候補者のうち最も優先順位の高いものに対して貸与の決定を行い、医師修学資金貸与決定等通知書（様式第7号）により当該決定を受けた者に通知するものとする。

（貸与契約）

第10条 借受予定者は、第5条第1項又は前条の規定による通知を受けた後遅滞なく、別に定める医師修学資金貸与契約書により貸与契約を締結するものとする。

2 借受予定者は、前項の貸与契約を締結する際、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 連帯保証人の印鑑登録証明書
- (3) 連帯保証人の直近の所得証明書、課税証明書その他の収入を証する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（連帯保証人）

第11条 連帯保証人は、独立の生計を営む者でなければならない。

（住所の変更等の届出）

第12条 借受者又は連帯保証人は、住所又は氏名の変更があったときは、速やかに住所（氏名）変更届出書（様式第8号）に住民票の写しを添えて市長に提出しなければならない。

2 借受者は、心身の故障により大学における医学の修学を継続し、臨床研修を受け、又は医師としての勤務を継続することができないときは、診断書等その事実を証する書類を市長に提出しなければならない。

3 借受者又は連帯保証人が死亡したときは、その相続人は、速やかに死亡届出書（様式第9号）に死亡診断書の写しその他死亡した事実を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。
（貸与の時期）

第13条 修学資金のうち条例第3条第1項第1号ア又はイに定める額の貸与は、4月分から9月分までの額を4月に、10月分から翌年の3月分までの額を10月に行うものとする。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

2 修学資金のうち条例第3条第1項第2号に掲げる額の貸与は、前項の規定による最初の貸与に併せて行うものとする。
（算定対象期間の除外等）

第14条 借受者は、休学し、停学の処分を受け、又は留年をしたときは、直ちに休学等届出書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、借受者が休学し、停学の処分を受け、又は留年をした期間（以下「算定対象外期間」という。）にあるときは、貸与を停止し、医師修学資金貸与停止通知書（様式第11号）により当該借受者及びその連帯保証人に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた借受者は、算定対象外期間が終了し、再び貸与を受けようとするときは、復学等届出書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、貸与の停止を解除し、医師修学資金貸与停止解除通知書（様式第13号）により当該届出をした借受者及びその連帯保証人に通知するものとする。

5 市長は、第1項の規定による届出の前に当該届出に係る算定対象外期間の月分の修学資金を当該届出をした者に貸与したときは、これを返還させ、又は貸与の停止を解除した月以後の月分の修学資金として貸与したものとみなすことができる。

（貸与契約の変更）

第15条 借受者は、貸与契約の内容を変更しようとするときは、全ての連帯保証人の承諾を得た上で医師修学資金貸与契約変更申請書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、貸与契約の変更の適否を決定し、医師修学資金貸与契約変更決定（却下）通知書（様式第15号）により当該申請をした借受者及びその連帯保証人に通知するものとする。この場合において、市長は、貸与契約の変更を適当と認めるときは、当該貸与契約及びその保証契約について変更契約を締結するものとする。

（現況届出書等の提出等）

第16条 借受者は、大学に在学中は、毎年度（大学に入学した年度を除く。）4月に、現況届出書（様式第16号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 在学証明書

(2) 直近の成績証明書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による現況届出書及びその添付書類の提出がなかったときは、貸与を停止し、医師修学資金貸与停止通知書により借受者及びその連帯保証人に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により貸与を停止した場合で、第1項の規定による現況届出書及びその添付書類の提出があったときは、貸与の停止を解除し、医師修学資金貸与停止解除通知書により借受者及びその連帯保証人に通知するものとする。

第17条 借受者は、大学を卒業したときは卒業証明書の写しを、医師法（昭和23年法律第201号）第6条第2項の医師免許証を交付されたときはその写しを、速やかに市長に提出しなければならない。

2 借受者は、大学を卒業した日の属する年度の翌年度から条例第6条第1項の規定による修学資金の返還を終了した日又は条例第7条の規定による修学資金に係る債務の全部の免除を受けた日の属する年度までの間、毎年度4月に、現況届出書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 指定勤務をしている事実又は第22条第1項各号若しくは第24条第1項各号に掲げる事由に該当する事実を証する書類

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(貸与契約の解除)

第18条 借受者は、貸与契約を解除しようとするときは、医師修学資金貸与契約解除届出書（様式第17号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、貸与契約を解除するものとする。

3 市長は、条例第5条の規定により貸与契約を解除したときは、医師修学資金貸与契約解除通知書（様式第18号）により借受者（借受者が死亡した場合にあっては、その相続人。第28条において同じ。）及びその連帯保証人に通知するものとする。

(返還の申出)

第19条 借受者は、条例第6条第1項各号に掲げる事由が生じたときは、当該事由が生じた日の翌日から起算して10日以内に医師修学資金返還申出書（様式第19号）を市長に提出しなければならない。

(返還の期限)

第20条 条例第6条第1項の規則で定める日は、同項各号のいずれかに該当した日（同項第1号に該当する場合であって、同号に該当した日に借受者が大学に在学しているときにあっては、大学を卒業した日又は退学した日）の属する月の翌月の末日（当該日が休日に当たるときは、当該日後においてその日に最も近い休日でない日）とする。

(返還時の加算の額)

第21条 条例第6条第1項の規則で定める額は、貸与を受けた日の翌日から大学を卒業した日の属する月の末日（大学の卒業前に貸与契約が解除された場合にあっては、当該解除の日）までの日数に応じ、年10パーセントの割合で計算した額とする。この場合において、当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

2 前項の規定にかかわらず、条例第5条第2号若しくは第5号に該当して貸与契約が解除され

た場合又は条例第6条第1項第3号に該当する場合の同項の規則で定める額は、零とする。

- 3 第1項に規定する額の計算につき同項に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(指定勤務を開始するまでの期間)

第22条 条例第6条第1項第4号の規則で定める期間は、臨床研修を修了した日の翌日から同日から起算して1月を経過する日までとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 医療機関、大学等において地域医療に資する専門的な知識及び技術を習得するための研修、留学、進学等（以下「専門研修等」という。）をする場合 当該専門研修等を修了した日の翌日から同日から起算して1月を経過する日まで
- (2) 育児、介護その他市長が指定勤務を開始する期間の変更が必要と認める場合 同一の事由につき1年を超えない範囲で市長が認める期間
- (3) 前2号に掲げる場合以外の場合であって、災害、疾病その他市長がやむを得ないと認める場合 市長が認める期間

- 2 借受者は、前項各号のいずれかに該当して同項本文に定める期間内に指定勤務を開始しない場合は、あらかじめ指定勤務開始期間変更承認申請書（様式第20号）及び同項各号のいずれかに該当する事実を証する書類を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、指定勤務開始期間の変更の適否を決定し、指定勤務開始期間変更承認（不承認）通知書（様式第21号）により当該申請をした借受者に通知するものとする。

- 4 専門研修等により指定勤務を開始しない期間は、通算して8年を超えることができない。

(指定勤務の開始の届出)

第23条 借受者は、指定勤務を開始し、又は指定勤務をする医療機関若しくは診療科を変更したときは、指定勤務開始（変更）届出書（様式第22号）にその事実を証する書類を添えて速やかに市長に提出しなければならない。

(指定勤務の中断)

第24条 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める期間指定勤務を中断することができる。

- (1) 専門研修等をする場合 当該専門研修等の期間
- (2) 育児、介護その他市長が認める場合 同一の事由につき1年を超えない範囲で市長が認める期間
- (3) 前2号に掲げる場合以外の場合であって、災害、疾病その他市長がやむを得ないと認める場合 市長が認める期間

- 2 借受者は、前項各号のいずれかに該当して1月以上指定勤務を中断するときは、あらかじめ指定勤務中断承認申請書（様式第23号）に同項各号のいずれかに該当する事実を証する書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ指定勤務中断承認申請書及びその添付書類を提出することが困難であると市長が認める場合にあっては、市長が定める日までに当該申請書及び添付書類を提出し、承認を受けなければならない。

3 専門研修等により指定勤務を中断する期間は、通算して8年（専門研修等を理由として指定勤務を開始しなかった期間がある場合にあっては、8年から当該専門研修等の期間を減じた期間）を超えることができない。

4 借受者が第1項各号に定める期間を超えて指定勤務をしないときは、指定勤務を中止したものとみなす。

（利息の額）

第25条 条例第6条第2項の規則で定める利息は、貸与を受けた額に第21条第1項の規定により計算した額を加算した額につき、第20条の規定による期限の翌日から借受者が修学資金の全部を返還する日までの期間に応じ、年14.6パーセントの割合で計算するものとする。この場合において、当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

2 前項の規定による計算における年当たりの割合については、第21条第3項の規定を準用する。
（返還方法の変更）

第26条 借受者は、災害、疾病、借受者の経済状況その他の事由により一括して修学資金を返還することが困難であってその方法の変更を希望するときは、医師修学資金返還方法変更承認申請書（様式第24号）に当該事由を証する書類及び返還計画書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、修学資金の返還の方法の変更の適否を決定し、医師修学資金返還方法変更承認（不承認）通知書（様式第25号）により当該申請をした借受者及びその連帯保証人に通知するものとする。

3 前項の規定による変更後の修学資金の返還の方法は、第20条の規定による期限の翌日から算定対象期間に相当する期間を経過する日（市長が特に必要と認める場合にあっては、市長が指定する日）までの間において修学資金を一括又は分割で返還する方法とする。

4 前項の規定により修学資金を分割して返還する借受者は、期日までに返還を行わないときは、分割払による期限の利益を喪失する。

（債務免除算定期間）

第27条 条例第7条第1項第1号の規則で定める期間は、借受者が初めて指定勤務を開始した日からその勤務する医療機関が定める勤務時間の4分の3以上の時間指定勤務に従事した日（指定勤務に起因して心身を故障したことにより、指定勤務に従事することができなかった日及び指定勤務に従事した時間が当該医療機関が定める勤務時間の4分の3未満の時間であった日並びに当該医療機関が定める有給休暇、産前産後の休暇その他市長が適当と認める日を含む。）が18日以上である月数が算定対象期間の月数に相当する月数（算定対象期間の月数が36月に満たない場合にあっては、36月）を経過する日までとする。

（債務の免除）

第28条 借受者は、条例第7条の規定による債務の免除を受けようとするときは、医師修学資金債務免除申請書（様式第26号）に市長が必要と認める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、債務の免除の適否を決定し、医師修学資金債務免除承認（不承認）通知書（様式第27号）により当該申請をした借受者及びその連帯保証人に通知するものとする。

(修学資金の返還に係る水戸市財務規則の適用除外)

第29条 修学資金の返還については、水戸市財務規則（平成7年水戸市規則第16号）第261条、第262条（第3項を除く。）、第264条及び第265条の規定は、適用しない。

(書類の提出等)

第30条 市長は、借受者に対し書類の提出若しくは面談を求め、又は調査をすることができる。

2 市長は、借受者が正当な理由なく前項の規定による書類の提出等に応じなかったときは、当該借受者が指定勤務をする見込みがないものとみなす。

(補則)

第31条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則の施行の日以後に貸与する修学資金に係る申請、貸与の決定その他の行為は、同日前においても、第4条から第9条までの規定の例により行うことができる。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に作成した各様式用の紙は、同日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条、第22条第4項及び第24条第3項の規定は、この規則の施行の日以後になされる申請に係る水戸市医師修学資金貸与条例施行規則第4条に規定する貸与（以下「貸与」という。）について適用し、同日前になされた申請に係る貸与については、なお従前の例による。

様式第 1 号（第 4 条関係）

医師修学資金貸与申請書

年 月 日

水戸市長 様

住所

氏名

医師修学資金の貸与を受けたいので、水戸市医師修学資金貸与条例施行規則第 4 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。なお、医師修学資金の貸与を受けて医師になった後、所定の期間、水戸市内の医療機関において小児科、産婦人科、救急科、内科、外科、脳神経外科、総合診療科その他市長がこれらに準ずると認める診療科のいずれかに従事することを誓います。

記

申請者	フリガナ氏名		生年月日	年 月 日	
	大学・高等学校等			性別	男・女
	住所及び電話番号	〒 電話 ()			
法定代理人	フリガナ氏名		生年月日	年 月 日	
	住所			申請者との関係	
入学金の貸与		1 希望する 2 希望しない			
勤務を希望する診療科		1 小児科 2 産婦人科 3 救急科 4 内科 5 外科 6 脳神経外科 7 総合診療科 8 その他()			

備考

- 性別の欄は、いずれかを○印で囲むこと。
- 大学・高等学校等の名称等の欄は、在籍する大学、高等学校又は中等教育学校（以下「学校」という。）の名称、学部、学科及び学年を記入すること。これらの学校に在籍していない場合は、直近に卒業した学校の名称、学部及び学科を記入し、「卒業」と付記すること。
- 法定代理人の欄は、申請者が未成年者の場合に記入すること。
- 入学金の貸与の欄及び勤務を希望する診療科の欄は、該当する番号を○印で囲むこと。
- 勤務を希望する診療科の欄は、複数選択することができる。

添付書類

- (1) 在学証明書及び直近の成績が分かる書類（学校に在籍していない者にあつては、直近の卒業証明書及び卒業した学校が作成した調査書又は高等学校卒業程度認定試験規則第10条第2項に規定する合格成績証明書）
- (2) 受験予定（結果）届出書（様式第2号）（医学生を除く。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第2号（第4条，第7条，第8条関係）

受験予定（結果）届出書

年 月 日

水戸市長 様

住所
氏名

大学の医学を履修する課程の入学試験の予定（結果）について，水戸市医師修学資金貸与条例施行規則第4条（第7条・第8条第1項）の規定により下記のとおり届け出ます。

記

受験区分	大学及び学部名	受験（予定）日 （曜日）	結果
推薦 一般	大学 学部	月 日（ ）	合 格 不合格
推薦 一般	大学 学部	月 日（ ）	合 格 不合格
推薦 一般	大学 学部	月 日（ ）	合 格 不合格
推薦 一般	大学 学部	月 日（ ）	合 格 不合格
推薦 一般	大学 学部	月 日（ ）	合 格 不合格
推薦 一般	大学 学部	月 日（ ）	合 格 不合格

備考

- 1 受験区分の欄は，推薦又は一般のいずれかを○印で囲むこと。
- 2 受験（予定）日（曜日）の欄は，不明のときは記入しないこと。
- 3 結果の欄は，入学試験の結果が出たものについて，合格又は不合格のいずれかを○印で囲むこと。

様式第3号（第5条関係）

医師修学資金貸与（不貸与）決定通知書

第 号
年 月 日

様

水戸市長

印

年 月 日付けで申請のあった医師修学資金の貸与について、下記のとおり決定したので、水戸市医師修学資金貸与条例施行規則第5条第1項の規定により通知します。

記

1 決定の内容

2 不貸与の理由

3 備考

様式第4号（第6条関係）

医師修学資金貸与辞退届出書

年 月 日

水戸市長 様

住所

氏名

年 月 日付け 第 号で通知のあった医師修学資金の貸与の決定について、下記の理由により辞退したいので、水戸市医師修学資金貸与条例施行規則第6条第1項の規定により届け出ます。

記

辞退の理由

様式第 5 号（第 6 条関係）

医師修学資金貸与決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

水戸市長

印

年 月 日付け 第 号で通知した医師修学資金の貸与の決定を下記
の理由により取り消したので、水戸市医師修学資金貸与条例施行規則第 6 条第 2 項の規定により
通知します。

記

取消しの理由

様式第 6 号（第 8 条関係）

入学大学届出書

年 月 日

水戸市長 様

住所
氏名

入学する大学を決定したので、水戸市医師修学資金貸与条例施行規則第 8 条第 2 項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

大 学 名	大学	学部
所 在 地		
電話番号		

添付書類

- (1) 入学する大学の合格通知書の写し
- (2) 入学する大学の入学金の支払又は支払免除を証する書類の写し

様式第7号（第9条関係）

医師修学資金貸与決定等通知書

第 号
年 月 日

様

水戸市長

印

年 月 日付け 第 号で通知した医師修学資金の不貸与の決定を取り消し、下記のとおり修学資金の貸与を決定したので、水戸市医師修学資金貸与条例施行規則第9条の規定により通知します。

記

1 決定の内容

2 備考

様式第 8 号（第12条関係）

住所（氏名）変更届出書

年 月 日

水戸市長 様

住所
氏名

住所（氏名）を下記のとおり変更したので、水戸市医師修学資金貸与条例施行規則第12条第1項の規定により届け出ます。

記

変更があった者		借受者 ・ 連帯保証人
変更前	フリガナ	
	氏 名	
	住 所	〒 電話 （ ）
変更後	フリガナ	
	氏 名	
	住 所	〒 電話 （ ）
変更年月日		年 月 日

備考 変更があった者の欄は、借受者又は連帯保証人のいずれかを○印で囲むこと。

添付書類 住民票の写し

様式第 9 号（第12条関係）

死亡届出書

年 月 日

水戸市長 様

住所

氏名

連絡先 ()

死亡した者との関係

借受者（連帯保証人）が死亡したので、水戸市医師修学資金貸与条例施行規則第12条第3項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

区 分		借受者 ・ 連帯保証人
死亡年月日		年 月 日
死亡した者	フリガナ	
	氏 名	
	住 所	〒

備考 区分の欄は、借受者又は連帯保証人のいずれかを○印で囲むこと。

添付書類 死亡診断書の写しその他死亡した事実を証する書類

様式第 10 号（第 14 条関係）

休学等届出書

年 月 日

水戸市長 様

住所
氏名

休学した（停学の処分を受けた・留年をした）ので，水戸市医師修学資金貸与条例施行規則
第 14 条第 1 項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

区 分	休学 ・ 停学 ・ 留年
期 間	
理 由	

備考 区分の欄は，休学，停学又は留年のいずれかを○印で囲むこと。

添付書類 休学，停学の処分又は留年に関して大学に提出し，又は大学から交付された書類の
写し

様式第 11 号（第 14 条，第 16 条関係）

医師修学資金貸与停止通知書

第 号
年 月 日

様

水戸市長

印

医師修学資金の貸与を下記のとおり停止したので，水戸市医師修学資金貸与条例施行規則第 14 条第 2 項（第 16 条第 2 項）の規定により通知します。

記

1 貸与の停止の期間

2 貸与の停止の理由

様式第 12 号（第 14 条関係）

復学等届出書

年 月 日

水戸市長 様

住所
氏名

復学した（進級した）ので、水戸市医師修学資金貸与条例施行規則第 14 条第 3 項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

復学した（進級した）日

年 月 日

様式第 13 号（第 14 条，第 16 条関係）

医師修学資金貸与停止解除通知書

第 号
年 月 日

様

水戸市長 印

医師修学資金の貸与の停止を下記のとおり解除したので，水戸市医師修学資金貸与条例施行規則第 14 条第 4 項（第 16 条第 3 項）の規定により通知します。

記

貸与の停止の解除日

様式第 14 号（第 15 条関係）

医師修学資金貸与契約変更申請書

年 月 日

水戸市長 様

住所
氏名

医師修学資金の貸与契約を下記のとおり変更したいので、水戸市医師修学資金貸与条例施行規則第 15 条第 1 項の規定により申請します。

記

変 更 前	
変 更 後	
医師修学資金 の貸与契約を 変更する理由	

添付書類 医師修学資金の貸与契約の変更について連帯保証人の承諾を得たことを証する書類

様式第 15 号（第 15 条関係）

医師修学資金貸与契約変更決定（却下）通知書

第 号
年 月 日

様

水戸市長 印

年 月 日付けで申請のあった医師修学資金の貸与契約の変更について、下記のとおり決定したので、水戸市医師修学資金貸与条例施行規則第 15 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 決定の内容

2 却下の理由

様式第16号（第16条，第17条関係）

現況届出書

年 月 日

水戸市長 様

住所

氏名

現況について，水戸市医師修学資金貸与条例施行規則第16条第1項（第17条第2項）の規定により下記のとおり届け出ます。

記

在籍している大学（学部・学年） 又は医療機関（診療科）等	名 称	
	所 在 地	〒 電話 （ ）
	在籍期間	年 月 日から 年 月 日まで（予定）
現況，勤務内容等		

添付書類

- (1) 在学証明書（医学生に限る。）
- (2) 成績証明書（医学生に限る。）
- (3) 指定勤務，専門研修等又は育児，介護その他市長がやむを得ないと認める事由を証する書類（医学生を除く。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか，市長が必要と認める書類

様式第 17 号（第 18 条関係）

医師修学資金貸与契約解除届出書

年 月 日

水戸市長 様

住所
氏名

医師修学資金の貸与契約を下記の理由により解除したいので、水戸市医師修学資金貸与条例
施行規則第 18 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

区 分	1 大学を退学した。 2 心身の故障により大学における医学の修学を継続する見込みがない。 3 偽りその他不正の手段により修学資金の貸与を受けた。 4 他団体修学資金の給付又は貸与を受けた。 5 その他（ ）
契約解除の 具体的理由	

備考 区分の欄は、該当する番号を○印で囲むこと。

様式第 18 号（第 18 条関係）

医師修学資金貸与契約解除通知書

第 号
年 月 日

様

水戸市長 印

医師修学資金の貸与契約について、下記のとおり解除したので、水戸市医師修学資金貸与条例施行規則第 18 条第 3 項の規定により通知します。

なお、水戸市医師修学資金貸与条例施行規則第 19 条の規定により、契約解除日から 10 日以内に医師修学資金返還申出書を提出してください。

記

1 契約解除日 年 月 日

2 契約解除の理由

医師修学資金返還申出書

年 月 日

水戸市長 様

住所
氏名

水戸市医師修学資金貸与条例第 6 条の規定により修学資金を返還しますので、水戸市医師修学資金貸与条例施行規則第 19 条の規定により下記のとおり申し出ます。

記

返 還 事 由	1 契約の解除があった。 2 大学を卒業した日の属する月の翌月から起算して 2 年以内に 医師免許を受けられなかった。 3 医師免許を受けた後、心身の故障により、臨床研修を受け、又 は医師の業務に従事することができなくなった。 4 臨床研修を修了後、水戸市医師修学資金貸与条例施行規則で 定める期間内に指定勤務を開始しなかった。 5 医師修学資金に係る債務の免除を受ける前に指定勤務を中止 した、又は免除を受ける見込みがない。
返還事由が 生じた日	年 月 日
返 還 期 限	年 月 日
返 還 額	円

備考

- 1 返還事由の欄は、該当する番号を○印で囲むこと。
- 2 返還期限の欄は、医師修学資金の返還の事由が生じた日の属する月の翌月の末日を記載すること。

指定勤務開始期間変更承認申請書

年 月 日

水戸市長 様

住所
氏名

指定勤務を開始すべき期間を下記のとおり変更したいので、水戸市医師修学資金貸与条例施行規則第 22 条第 2 項の規定により申請します。

記

指定勤務を開始すべき期間の変更の事由	1 専門研修等を受けるため 2 育児，介護その他市長が必要と認める事由のため 3 災害，疾病その他やむを得ない事由のため
上 記 事 由 の 具 体 的 内 容	
上 記 事 由 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
指定勤務を開始すべき期間（変更前）	年 月 日から 年 月 日まで
指定勤務を開始すべき期間（変更後）	年 月 日から 年 月 日まで

備考 指定勤務を開始すべき期間の変更の事由の欄は，該当する番号を○印で囲むこと。

添付書類 指定勤務を開始すべき期間の変更の事由に該当する事実を証する書類

様式第 21 号（第 22 条関係）

指定勤務開始期間変更承認（不承認）通知書

第 号
年 月 日

様

水戸市長 印

年 月 日付けで申請のあった指定勤務を開始すべき期間の変更について、下記のとおり決定したので、水戸市医師修学資金貸与条例施行規則第 22 条第 3 項の規定により通知します。

記

- 1 決定の内容
- 2 指定勤務開始期間の変更の事由及びその期間
- 3 指定勤務を開始すべき期間（変更前）
- 4 指定勤務を開始すべき期間（変更後）
- 5 不承認の理由

様式第 22 号（第 23 条関係）

指定勤務開始（変更）届出書

年 月 日

水戸市長 様

住所
氏名

下記のとおり指定勤務の開始（変更）をしたので、水戸市医師修学資金貸与条例施行規則第 23 条の規定により届け出ます。

記

区 分	開始 ・ 変更
指 定 勤 務 を 行 う 医 療 機 関 の 名 称	
指 定 勤 務 を 行 う 医 療 機 関 の 所 在 地	〒 電話 （ ）
診 療 科	
指 定 勤 務 の 開 始 又 は 変 更 の 日	年 月 日

備考 区分の欄は、開始又は変更のいずれかを○印で囲むこと。

添付書類 指定勤務の開始又は変更の事実を証する書類

指定勤務中断承認申請書

年 月 日

水戸市長 様

住所
氏名

指定勤務の中断の承認を得たいので、水戸市医師修学資金貸与条例施行規則第 24 条第 2 項の規定により下記のとおり申請します。

記

指 定 勤 務 を 中 断 す べ き 事 由	1 専門研修等を受けるため 2 育児，介護その他市長が必要と認める事由のため 3 災害，疾病その他やむを得ない事由のため
上 記 事 由 の 具 体 的 内 容	
指 定 勤 務 を 中 断 す る 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

備考 指定勤務を中断すべき事由の欄は，該当する番号を○印で囲むこと。

添付書類 指定勤務を中断すべき事由に該当する事実を証する書類

様式第 24 号（第 26 条関係）

医師修学資金返還方法変更承認申請書

年 月 日

水戸市長 様

住所
氏名

医師修学資金の返還の方法を変更したいので、下記のとおり水戸市医師修学資金貸与条例施行規則第 26 条第 1 項の規定により申請します。

記

返 還 期 限	年 月 日
返 還 額	円
医師修学資金の 返還の方法の変 更を求める理由	

添付書類 医師修学資金の返還の方法の変更を求める事由を証する書類及び返還計画書

様式第 25 号（第 26 条関係）

医師修学資金返還方法変更承認（不承認）通知書

第 号
年 月 日

様

水戸市長

印

年 月 日付けで申請のあった医師修学資金の返還の方法の変更について、下記のとおり決定したので、水戸市医師修学資金貸与条例施行規則第 26 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 決定の内容

2 不承認の理由

医師修学資金債務免除申請書

年 月 日

水戸市長 様

住所
氏名

医師修学資金に係る債務について下記のとおり免除を希望するので、水戸市医師修学資金貸与条例施行規則第 28 条第 1 項の規定により申請します。

記

債 務 の 額	円
免除の事由	1 算定対象期間に相当する期間（36 月未満の場合にあっては、36 月）以上指定勤務に従事した。 2 指定勤務に起因して、心身を故障したことにより指定勤務を継続することができなくなった、又は死亡した。 3 災害、疾病その他借受者の責めに帰すことのできない事由が生じた。
免除の事由 の具体的な 内 容	

備考 免除の事由の欄は、該当する番号を○印で囲むこと。

添付書類 医師修学資金に係る債務の免除の事由を証する書類

様式第 27 号（第 28 条関係）

医師修学資金債務免除承認（不承認）通知書

第 号
年 月 日

様

水戸市長 印

年 月 日付けで申請のあった医師修学資金に係る債務の免除について、下記
のとおり決定したので、水戸市医師修学資金貸与条例施行規則第 28 条第 2 項の規定により通知
します。

記

- 1 決定の内容
- 2 債務の額
- 3 免除の額
- 4 不承認の理由